

★大切なお知らせ「ねんきん定期便」をお届けしています

日本年金機構では、国民年金および厚生年金保険の加入者の方に対して、毎年1回、誕生月に年金加入記録をご確認いただくとともに、年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として「ねんきん定期便」を送付しています。

【35歳、45歳、59歳の方】

年金の受取りに必要な加入期間を確保するための節目となる年齢の方や、年金の請求を間近に控えた方には、「封書」のねんきん定期便を送付しています。年金加入記録の確認方法などを詳しく記載したパンフレットや、お知らせした年金加入記録に「もれ」や「誤り」があった場合に提出していただく「年金加入記録回答票」を同封しています。

【上記以外の年齢の方】「ハガキ」のねんきん定期便を送付しています。

【問い合わせ先】 ねんきん定期便等専用ダイヤル … ☎ 0570-058-555
050 で始まる電話の場合 …………… ☎ 03-6700-1144

《 浜田年金事務所 出張年金相談 》

- ・相談日 12月13日(火)・27日(火)
- ・相談場所 市立市民学習センター 104 研修室
- ・相談時間 10:00 ~ 15:30

☆要予約 相談日の1カ月前から受付

※なお、定員に達した時点で受付は終了します。予約の際は、お手元に基礎年金番号がわかる書類をご用意ください。

《 浜田年金事務所 手話による年金相談 》

- ・相談日 12月22日(木)
- ・相談場所 浜田年金事務所
- ・相談時間 13:00 ~ 16:00

☆要予約 12月14日(水) までに予約

・予約方法 電話またはFAX ※代理可
(記載事項:住所、氏名、FAX番号、相談内容、相談希望時間)



【年金相談の予約・問い合わせ先】 浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670 ㊚ 0855-23-0442

※年金相談には、基礎年金番号がわかる書類（基礎年金番号通知書、年金手帳、年金証書または年金額改定通知書などに記載されています）、マイナンバー（個人番号）がわかるもの、本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）などをお持ちください。代理の方の場合には、委任状と代理の方の本人確認ができる身分証明書が必要です。

※浜田年金事務所でも相談される場合も、電話での予約が必要です。

12月4日～10日は「人権週間」です

「人権」とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらにして持つ権利」であり、誰にとっても身近で大切なものとして、違いを認め合う心によって守られています。人権週間を機に、「人権」の尊さについて理解を深め、明るく豊かな住みよい社会を作りましょう。

法務局と人権擁護委員協議会では、人権問題に関する相談をお受けしています。日ごろの生活の中で受ける「人権問題」、悩みごと、困りごとのある方は、ひとりで悩まずにご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守されますので安心してご相談ください。

○全国共通ナビダイヤル

みんなの人権 110 番 ☎ 0570-003-110 (平日 8:30 ~ 17:15)

※最寄りの法務局につながります。

○インターネット相談（法務省ホームページ） <https://www.jinken.go.jp>

【問い合わせ先】 松江地方法務局益田支局総務係 ☎ 22-0429